

◆◆ 令和3年度水田活用の直接支払交付金について ◆◆

担い手農家の経営の安定化や、麦、大豆などの戦略作物の本作化を進め水田のフル活用を図るために農林水産省が実施している水田の直接支払い交付金制度のポイントについて紹介します。

<対策のポイント>

米政策改革の定着と水田フル活用の推進に向け、食料自給率・自給力の向上に資する**麦、大豆、飼料用米等の戦略作物の本作化**とともに、地域の特色をいかした**魅力的な産地づくり、高収益作物の導入・定着等を支援**します。また、**都道府県が転換拡大を独自に支援**する場合に、**国が追加的に支援**します。

【事業の内容】

戦略作物助成

水田を活用して、麦、大豆、飼料作物、WCS用稲、加工用米、飼料用米、米粉用米を生産する農業者を支援します。

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物※1	3.5万円/10a
WCS用稲	8.0万円/10a
加工用米	2.0万円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、5.5万円～10.5万円/10a※2

※1：飼料用とうもろこしを含む

※2：標準単収以上の収量が確実だった者には、自然災害等の場合でも、特例措置として、標準単価（8万円/10a）で支援

産地交付金

地域の作物振興の設計図となる「水田収益力強化ビジョン」に基づき、高付加価値化や低コスト化を図りながら、地域の特色のある魅力的な産品の産地を創造するため、二毛作や耕畜連携を含め、地域の裁量で産地づくりに向けた取組を支援します。

- 国から配分する資金枠の範囲内で、都道府県や地域農業再生協議会毎に「水田収益力強化ビジョン」において支援内容（対象作物や単価等）を設定（一定割合以上は都道府県段階で支援内容を決定）。
- また、「転換作物拡大計画」に基づき、地域農業再生協議会毎の拡大面積に応じて以下を年度当初に配分。
 - ① **転換作物拡大加算（1.5万円/10a）**
主食用米が減少し、転換作物の面積が前年度より拡大した場合。
 - ② **高収益作物等拡大加算（3.5万円/10a）**
主食用米が減少し、高収益作物等※3の面積が前年度より拡大した場合。
- さらに、当年産の以下の取組に応じて追加配分。

取組内容	配分単価
飼料用米、米粉用米の複数年契約（3年以上の契約）	1.2万円/10a
そば・なたね、新市場開拓用米の作付け（基幹作のみ）	2.0万円/10a

※3：高収益作物等：高収益作物（園芸作物等）、新市場開拓用米、加工用米、飼料用とうもろこし

水田農業高収益化推進助成

都道府県が策定した「水田農業高収益化推進計画」に基づき、高収益作物の導入・定着等を図る取組を支援※4します。

※4 国のみならず地方公共団体等の関係部局が連携し、基盤整備、栽培技術や機械・施設の導入、販路確保等の取組と併せて、水田での高収益作物への転換等を計画的かつ一体的に推進。

- 「推進計画」に位置付けられた産地における以下の取組を支援。
 - ① **高収益作物定着促進支援（2.0（3.0※5）万円/10a×5年間）**
高収益作物の新たな導入面積に応じて支援。（②とセット）
 - ② **高収益作物畑地化支援（17.5万円/10a）** 高収益作物による畑地化の取組を支援※6。
 - ③ **子実用とうもろこし支援（1.0万円/10a）** 子実用とうもろこしの作付面積に応じて支援。

※5：加工・業務用野菜等の場合

※6：R5年度までの時限措置とし、その他の転換作物に係る畑地化も同様の単価で支援

都道府県連携型助成

都道府県が転換拡大に取り組む生産者を独自に支援する場合に、国が追加的に支援します。

都道府県が転換作物を生産する農業者を独自に支援する場合に、当該支援の対象農業者に対して、前年度からの拡大面積に応じて、都道府県の支援単価と同額（上限：5千円/10a）で国が追加的に支援。

☆ご不明な点は地域再生協議会にお問い合わせください。